

「日本赤十字広島看護大学 公的研究費の不正防止に関する基本方針」及び「日本赤十字広島看護大学 公的研究費運営・管理規程（以下「運営・管理規程」という。）」第12条に基づき、不正防止計画を策定する。本計画は、公的研究費の不正を防止するために取り組む対策を掲げたものであり、不正を発生させる要因の分析と対策の検討は継続的に行い、PDCAサイクルを回し随時見直ししていく。

1 目標

すべての研究者及び事務局職員に不正に繋がる行為は行わないという意識を醸成するとともに、組織として不正が発生しない・させない体制と仕組みを構築し維持する。

2 定義

この計画における不正とは、運営・管理規程第2条第5項で定義する不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに付した条件、本学の規定及び法令等に違反した公的研究費の使用）をいう。

3 取り組む内容

事項区分	不正を発生させる要因		取 り 組 む 対 策 【 】内は実施の責任者
	仮 説	発生するリスク	
基本的な認識	大学としての責任体制と不正防止に対する意思表示が明確ではない。	組織の内部統制が利かず、ルールの徹底と遵守の意識がおろそかになる。	①不正防止は学長を最高管理責任者として大学の最重要事項のひとつとして取り組むという意味を明確にし、学内に責任体制と不正には厳正に対処することを周知する。【最高管理責任者・統括管理責任者】 ②大学のホームページに運営・管理規程をはじめ諸規程及び資料を掲載し、外部へ責任体制を明示する。【統括管理責任者】
	研究者に「補助金は公的資金である」という認識が薄い。	・「これぐらいはいいだらう」という認識が生まれる。 ・自分の金という意識が生じる。	①本学に所属するすべての研究者及び研究費の処理に関わる事務職員に対して、次の取組を行う。【コンプライアンス推進責任者・副責任者・倫理教育責任者】 ・日本学術振興会「eL CoRE」の受講を義務付け、研究倫理に関する意識醸成を図る。 ・「研究倫理・コンプライアンス研修会」を定期的（3年に1回）に開催し、研究費の取り扱いに対する意識の醸成を図る。 ・新規採用時にコンプライアンス教育及び研究倫理教育を実施した上で、関連規程の遵守に関する「誓約書」の提出を求める。 ②コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画を定め、当該計画を実行することで不正に対する意識の醸成を図る。【統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者・副責任者】
風土・土壌	研究費の使用に関するルールが周知されていない。	何が不正なのか、どこからが不正なのかわからない。	①運営・管理規程等の関係諸規程で定めるルールの周知徹底を図る。【不正防止計画推進部署】 ②証拠書類等の提出に遺漏がないよう、必要書類一覧等を作成して各研究者へ周知する。【不正防止計画推進部署】
	研究費の使用に関するルールが、そのとおりに運用されていない。	不正防止への対応があいまいになる。	内部監査において定期的に確認し、使用ルールとその運用にかい離があった場合は、該当者または該当部署に是正の指導を行う。【内部監査実施責任者】
	予算執行が計画的に行われていない。	予算を消化することに意識が向かい、研究計画から逸脱する執行の誘因となる。	科研費システムも活用して予算の執行状況を随時確認し把握するとともに、計画との大幅なかい離等がある場合は是正の指導を行う。【コンプライアンス推進責任者・副責任者、不正防止計画推進部署】
仕組み	相談	ルールの複雑さや実務の不慣れから、不正に当たるかどうか判断できない。	意図せず不正が生じるリスクがある。 研究者からの相談の窓口を明示し、適切な対応を助言する。【財務課】
	通報	通報制度が整備されていること、その窓口が周知されていない。	通報制度が機能せず、「不正はばれない」という意識が生じる。 ①通報窓口が総務課であることを、学内外に明示する。【総務課】 ②学内には、コンプライアンス教育等で、「日本赤十字広島看護大学における研究活動の不正への対応等に関する取扱規程」に基づき、具体的な利用方法を周知させる。【コンプライアンス推進責任者・副責任者】
	監査	内部監査体制及び問題があった場合の処理体制が機能していない。	内部監査の効果があらわれず、不正に対する注意と正確な事務処理への意識が低下する。 ①定期的に内部監査を実施し、その結果等を踏まえて常に点検項目・方法を精査し改善する。【内部監査部門】 ②過去の内部監査での指摘事例及び他学の公的研究費にかかる不正事案を勘案して、事前に重点チェック項目等を設定した内部監査計画書を策定した上で監査にあたる。【内部監査部門】 ③内部監査の指摘事例や不適切事例を、学内の教育・啓発に活用する。【内部監査部門】
具体的な事務処理	物品購入費等	研究者自らが発注・納品の受領・検品を行っており、他者の確認が入っていない。  「立替払い」が例外という趣旨のとおり運用されていない。	架空取引や虚偽の購入申請を容易に行うことができる。  立替払いの運用を厳格にし、一部の例外を除き認めないこととする。なお、例外として、学会参加など事前に参加費の振込が必要となる場合においては、事前申請を行った場合に限り認める。【財務課】
	旅費	出張の申請の審査と旅行の確認が、確実に行われていない。	カラ出張、旅行日程の水増し、日程のねつ造、航空券の不当取扱いなどの不正を容易に行うことができる。 ①出張する研究者に対し、事実発生の1週間前までに出張申請を提出することを義務付け、事務局総務課及び経理課が旅行の内容、出張先、相手方、出張期間、支給旅費及びこれらの関連等を精査する。【決裁権者・総務課・財務課】 ②出張後については、出張報告書を提出し、出張申請書や他の提出資料等との関係を点検・確認する。なお、出張報告がされない場合は、当該旅費を支給せず、学会参加などの場合は当該参加費についても精算を行わない。【決裁権者・総務課・財務課】
謝金・給与	従事者以外の口座への振込や研究者による現金の直接支払いなど、従事者本人への口座振込で支払われていない。	架空の支払いを容易に行うことができる。	①労働基準法第24条どおり、従事者本人名義の口座に振り込む。【財務課】 ②やむを得ず研究者より直接支払う場合は、必ず従事者本人へ受領の確認を行う。【財務課】
	勤務の実態や勤務時間数の確認が、確実に行われていない。	架空の支払いを容易に行うことができる。	①雇用契約書等で雇用期間、勤務時間等の事前把握を行うとともに、就業規則及び不正に関する説明を資料を用いて口頭で行ったうえで契約を締結する。【総務課】 ②雇用期間中の勤怠管理を行う。【総務課・財務課】 ③被用者の勤務地が本学の場合は、勤務実態を把握するために、不定期に勤務状況の確認を行う。なお、対象とする研究者は、件数等の事情を勘案して選定する。【内部監査部門】